### (様式第2号)

平成28年度第3回芦屋市指定管理者選定·評価委員会 (芦屋公園有料公園施設)会議要旨

n n±	₩₽00/F10 H17 H (H) 12 + 00 + 15 + 05
日時	平成28年10月17日(月)13:00~15:25
場所	
出 席 者	委員長 富田 智和
	副委員長  岡田  明
	委 員 藤川 千代
	委 員 倉本 宜史
	委 員 比嘉 悟
	市出席者 企画部長 稗田 康晴
	政策推進課長 鳥越 雅也
	政策推進課主査 吉泉 里志
	政策推進課係員 岡本 将太
	政策推進課係員 西村 勇一郎
	事務局 社会教育部長 川原 智夏
	スポーツ推進課長 木野  隆
	スポーツ推進課係長 木戸 秀行
	スポーツ推進課係員 大西 貴和
	スポーツ推進課係員 藤岡 厚貴
事務局	スポーツ推進課
会議の公開	□ 公 開 □ 非公開 ■ 一部公開
	会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成により決定した。
	〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席
	者の3分の2以上の賛成が必要]
	〈非公開・一部公開とした場合の理由〉
	申請書類等の審査を行うため
傍聴者数	0人

## 1 会議次第

- (1) 開会
- (2)会議運営に関する確認等
- (3) 議題
  - ①面接審査の実施方法の確認等
  - ②第二次選考(面接審査)
  - ③指定管理者候補者の選定

④その他

### (4) 閉会

#### 2 配布資料(資料2は事前配布)

資料1 次第

資料2 応募書類

資料3 審査要領

資料4 選定基準

資料 5 採点-集計表

資料6 芦屋公園有料公園施設指定管理者の候補者の選定について

### 3 会議の成立

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項により第1号委員から3人の委員が選出されている。この委員会は、委員定数5人中5人の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条第2項により委員の過半数が出席していることから、会議は成立していることを確認した。

### 4 審議内容

富田委員長:それでは、議題①の「面接審査の実施方法の確認等」について事務局より説明願います。

事務局:【審査要領に基づき説明】

富田委員長:事務局から説明がありましたが、質問・意見があればお願いいたします。

比 嘉 委 員:合格点が7点ということは、基準点に達していると判断した時に、7点をつけたらいいということですか。駄目だと思ったら、4点とか2点をつけてもいいんですね。

事務局:基準点として達しているのが7点ということです。

富田委員長:採点はフリーでできますので、何点以上絶対つけないといけないというのは 勿論ないです。

比嘉委員:採点表の取り扱い方はどうするのですか。

事務局:採点・集計表には、配点ウエイトというのがございます。その横の評価点数の所に評点していただきます。その右側にメモというところがございまして、 そこには思い当たるところ、ここが秀でているなとか、メモいただいていると、後で一言ずつ皆様に講評をいただくときの参考になるかと思います。

富田委員長: それでは、審査項目ごとに100分の50以上を合格条件に加える。また、 評点の目安を削除した形で審査要領を変更したいと思います。 富田委員長:次に、本日の面接審査の進行等について事務局より説明願います。

事務局:【面接審査の進行について説明】

富田委員長: ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

富田委員長:質疑については、目安の時間はありますが、時間をオーバーするのは、多少構わないということでよろしいですか。ただし、1人の方が長時間にわたっての質問はお控えいただいたらと思います。そうではない限りは、それほど萎縮することなく、質問を聞いていただいたらと思います。

富田委員長:それでは、本日の採点は応募書類による書類審査と今回のプレゼンテーションを踏まえて、「採点-集計表」を用いて行うということでよろしいでしょうか。

富田委員長:特にご質問はございませんでしょうか。それでは、面接審査に移りたいと思います。芦屋公園有料公園施設指定管理者に応募の「芦屋ローンテニス・体協・双葉連合事業体」の代表に入室をご案内ください。

【応募者:入室】

富田委員長: それでは、これから面接審査を始めたいと思います。

# 【各委員自己紹介】 【応募者自己紹介】

富田委員長:ありがとうございます。それでは、面接審査ですが、まず最初の15分でプレゼンテーションしていただきまして、その後15分程度、各委員から質疑をさせていただきます。なお、質疑応答につきましては、若干長引いたりする可能性もございますので、ご了承いただければと思います。プレゼンテーションの15分という時間は、厳守していただくように、お願いをいたします。開始に際してはベルが鳴ります。そして終了一分前にもベルが鳴り、最終の時にもベルが鳴るということになっています。つまり三回目のベルが鳴った時に終了ということです。それでは特に問題がなければ、プレゼンテーションを開始しようと思っておりますけど、ご準備は大丈夫ですか。

応募者:大丈夫です。

富田委員長: それでは、今からプレゼンテーションを開始します。

応募者:【応募書類に基づきプレゼンテーション】

富田委員長:ありがとうございました。それでは、質疑応答に移りたいと思います。どの 委員からでも質問がありましたら挙手されてからどうぞ。

岡田委員:様々な形で歴史もありますし、素晴らしい活動をされてきたと十分に認識し

ているつもりです。今回, 10面全部を市民開放になる訳ですけど, クラブを残しながら, 一般社団法人になる時の設立の趣旨を見ましても, 適正な会員数を維持するということが書かれています。貸しコート的なことが随分増えてくる中で, 様々な矛盾が, また総会の資料を拝見しましても会員様自身が自分たちの権利がなくなるんじゃないかなと, 非常に大きな不安を抱えておられる。そういう中, こういう形になってしまった以上は, 優先ということは普通考えられない訳ですけど, どんな形でクラブを維持していくのか,もしお答えいただければ, 教えていただきたいのですが。

応募者:私どもは、権利という意識は全くないです。例えば60年前には、一部の方がそういうことを持っていられることもあったかもしれませんが、古い話でよくわからないですけど。少なくともこの10年20年は、我々がクラブで長くやっているから、やる権利があるんだということは毛頭思っておりません。今回10面を指定管理ということで、自由にというと語弊があるかもしれませんが、一番市民のためになるような使い方をするということで我々この一年考えに考え、ご提案しております。一般の市民の方が貸しコートを使われるという、この貸しコートは勿論一番重要なことだと思います。ただ、その貸しコートだけということでしたら、単にボールをポンポンと打って汗かいてビールを飲むということでしたら、単にボールをポンポンと打って汗かいてビールを飲むということだけになりますので、私どもはやはりこの芦屋というテニスにおきまして日本でも有数の歴史を持った街をですね、テニス文化を育てるということに力を注ぎたいなと思っております。そういう意味で、10面をフリーにすることで、その目的が達せられると思っております。

応募者:少しだけ補足させていただくと、今現在は4面だけが貸しコートとして利用できるのですが、いろんなスポーツ振興、ジュニアを振興させたいとか、いろんな方々にいろんなイベントをやるとか、いろんな形でテニスに触れてもらいたいと思っても、自主事業、スクールにしても、4面の貸しコートの中だけで、やってきていました。そうなると限定されまして、なかなか思い通りのものができなかった。今度10面になりますので、10面のコート全体を使ったいろんな自主事業ができると考えております。いろんな形で特にジュニアを従来割とシニアにグランドベテランテニス大会とかいろいろとやってきていたのですけど、最近あまりジュニアの方に十分振興ができていなかったので、そのあたりを10面うまく活用して、今まで4面という枠にしばられていたのをもう少し4面は貸しコートとして本来事業にきちっと確保しておいて、それで自主事業をそれ以外のところでやれるようにするという企画を考えています。それによって市民のより幅広いニーズにこたえられるように、体協さんやテニス協会さんとかと一緒になってやっていきたいと思っ

ています。

応募 者:少し補足させていただきますと、本来公共の施設である市民の貸し施設とそ こでの占用していたクラブとの相反するところをどうするかというのが質問 の一番のポイントだと思うのです。私どもは2006年に指定管理を体育館 と芦屋公園, 芦屋公園も体育協会が単独で指定管理をしていたのですけど, その時にローンさんのクラブライフというのが、どういうふうにやっている のかを勉強させていただいたのです。その後、スポーツ文化プランというこ とで平成23年に国のスポーツ基本法が変わった中で地域における拠点クラ ブの必要性をうたっておられたと思うのです。芦屋市の場合は非常にスポー ツ施設が少ない中で貸館業務というのは当然公平に公共の施設をルールに則 って、抽選でとるということが必要なのです。けれど、そうと言いながらも、 アスリートを育てていかないといけないというところで、体育協会でも拠点 クラブづくりということで立ち上げたのです。しかし、クラブづくりの中で いうと、やはり市民が誰でも入れるクラブ、市民クラブが反対にそこで活用 することによって, 市民の理解が得られるのかなということで, ローンさん のクラブが我々の拠点クラブに入ってもらいたいとテニスにおける拠点クラ ブになってもらいたいと。その条件は今のローンさんの会員に入る条件もで すね、芦屋市民なら誰でも入れるクラブということに条件を変えていただき まして、そのことによってただ単にテニスをしたい、時間貸しで借りたいと いう市民とテニスを一緒になってテニス文化を育てていきたい、一緒になっ てつながりを作っていきたいという体質改善をローンさんにお願いをしまし た。また、そういう人たちに呼びかけて我々が目指す、まだ拠点クラブって いうことを体育協会として目指してはいるのです。けれど、まだまだ先は長 く,これから10年20年後の少子化,高齢化社会の中で芦屋市の策定しま したスポーツ文化プラン、スポーツ推進実施計画の10か年計画の5年目の まだ始まって2年なのですが、10年後目指した拠点クラブを作った中で、 もちろんこれは地域のいろんなスポーツ団体、芦屋大学のスポーツモダニズ ムなんかと相談しながら、芦屋のスポーツ文化を構築したい。そうしないと 小さな芦屋市の街ですからできることであって、反対に神戸市や西宮市では まとまりはできないのでしょうけど、神戸や西宮でしたらいろんなスポーツ 施設、体育館であっても3つ4つあるところが、芦屋は1つしかない、テニ スコートも少ないという、少ないスポーツ施設をどうシェアするかというの は、こういう拠点クラブしかないのかなと。そういう意味でローンさんのク ラブというのが、市民クラブに大きく、ここ5年の間で変わっていただいた ということで、我々は今回一緒になって指定管理をやりましょうということ です。

- 岡田委員:ローンさんが適正な会員数と掲げておられるのですが、誰でも来て受け入れないという感じを受けるのですが、また何年も続けて会員になられている方に何かメリットはあるのですか。
- 応募者:私どもはどなたでも入ってもらえるのですけど、一つお願いをしております のは、テニス文化を重んじてほしいということです。テニス文化というかス ポーツ文化と申しますのは、スポーツ基本法に始まりまして、芦屋市のスポ 一ツ推進実施計画にはっきり書いてありますけれど、人と人とのつながりを 重視したいとそれから地域と地域の交流、それから国際交流、もちろん健康、 それとスポーツマンシップ、フェアプレイですね。それから選手の方が強く なろうと頑張っているのを周りの人が見て力をもらうと。こういったスポー ツの与える文化を我々重要視したいと思っております。従いまして、お金を 払ってちょっとテニスをしたいという方には是非貸しコートをご利用いただ いて,仲間内だけで楽しくやっていただくと。我々普段やっておりますのは, テニスをしたいのだけど相手がいない, 相手と時間が合わないと, 行っても 隣のコートの誰とも知らないということで寂しく帰っておられる方が非常に 多い。それがクラブ組織それからサークル組織とすることによりまして、少 なくとも10人20人30人500人といったものがお互いに知って、そこ に 1 人でも行ったら仲間に会えると。そこに自由に時間が出来たら行くとい うようなコミュニティを作りたいと思っております。そういう形でやります から、いきなり私入れてくれという方には、まず貸しコートを借りていただ いてですね、そういう理念にご賛成いただくかどうかということをお願いし ております。もう一つは、会員が1,000人、2,000人になりますと満杯になっ てしまう訳ですよ。従いまして、それはどういう形で制限ということではあ りませんけれど、ちょっと今のところは年に10人以内にしておこうという のは過去にはあったと思います。そういう形でバランスをとっていこうと思 います。
- 応募者: どちらかというと、会員が高齢化しておりまして、テニスさすがにもうできないわとか残念ながらお亡くなりになられたり、どちらかというと減少傾向というところがあります。でも、いろんな形でいろんな方に入って来ていただけるようにしたいと思っております。ただ、テニス文化と申しましたけれど、一緒に楽しくテニスをできるような、それと一緒にテニスを振興していこうという思いがある方と一緒にやりたいなということは考えておりますけど、どちらかというとやる気のある若い方にどんどん入って来ていただけたらありがたいなと今現在は思っているような状態です。また会員数がわっと増えて待ちがものすごくなってしまったら、今度逆に入会希望が減りますし、そこはいろんな形で調整が入ってくると思います。

- 岡田委員:今おっしゃったようにスポーツ基本法には要するにスポーツは文化だということは明記されておりますので、それについては重々承知の上でお伺いしている訳でして、やはり一般的に指定管理でテニスコートということになれば、圧倒的に貸しコート希望者が多いんじゃないかと私は過去のいろんなところの例でそう思うのですが、その上でこの今あるクラブがどんな形でやっていけるのか、クラブの方に何のメリットもないのにはたしてクラブが存続するのでしょうか。
- 応募者:ローンさんに意識改革をしていただきたいというのは体育協会でも話しておりまして、スポーツをするということは、ただ場所を借りて、今まで日本の場合、学校体育で無料でやってというのではなしに、これから高齢者とか社会人とか子どもさんとかやっていかないといけないのですが、スポーツをするところで当然クラブの会員になることによって、ただ単にスポーツをすることでなしにそこにつながってスポーツ文化を一緒になって共有したり、もしくはまちづくりに共有するという意識をもって、損得ではなしに、会員になることによって仲間が増えるまちづくりに賛同するということが文化だと思います。
- 岡田委員:おっしゃるとおりです。しかし現実には抽選で外れている人だらけです。神戸市とかでも。そういう人たちが芦屋住民になれば、そこが借りられるのであれば私は貸しコートの希望者は随分出てくるだろうと思います。現実に土曜・日曜日などでは取ろうと思っても取れない状況です。そういう中でクラブと共存できるのかという心配をしているということです。
- 応募者:私は芦屋市民というのは素晴らしい市民力というのですか、いろんな人たちがおられますけど、当然市の施設ですから貸しコートを優先しないといけないというのはあると思うのです。空いた時間でクラブをやってもらうということなのですけど、それでも来られた方にどうやってスポーツ文化をみんな一緒に共有していただけるかというチャンスだと思います。それと芦屋市は潮芦屋交流センターが増えたことで市民コートの利用率が若干下がっていることもあって、そういう意味ではバランス的にその辺をよく考えながら、ローンさん優先じゃなしに、貸しコートいわゆる指定管理業務をしっかりやりながらそういう中でどうやって芦屋市のスポーツ文化、テニス文化を普及させていくのか。それは我々のチャレンジでもあり、スポーツ推進課のチャレンジでもあると思うのです。一緒になって行政と我々が指定管理とは別に取り組んでいかないといけないでしょう。
- 倉本委員:管理に関してですが、事業計画の14ページを拝見しますと、芦屋国際ローンテニスクラブの方が、上級テニス指導員や甲種防火管理者という資格をお持ちだとなっておりまして、18ページでは具体的な候補者のお名前と共に

資格が書かれておられます。そこの資格をみると先程申し上げた資格をその 方がお持ちなのかなという形で受け止めたのですけど、その認識でよろしい でしょうか。

応募者: そうですね。

倉本委員:この方が5年間統括責任者を位置づけてこられるとして、次の世代の育成を どのように考えておられるのかというのを伺いたいと思います。

応募者:確かに今 の統括責任者となっておりますが、次の世代ということで、 担当できる者を育てていこうということで、サブの責任者をいろんな形で管理者とか責任者として養成しております。今も統括責任者が退職するようなことになれば、次のキャリアのある人をもってくるしかないなとテニスに関してはそういうこともありますけど、管理者としてはきっちりと育てていってサポートができるような体制を維持したいなという風に考えております。

倉本委員:同じ資料の29ページでアンケート調査をしておられるということで、改善に努めておられるという話なのですけど、グラフを拝見しておりますと、総合的満足度の26年度の「とても満足」は50、次の年度は59に増えていると受け止めることができるのですが、単純合計した人数の割合で申しますと、「とても満足」の方が少しですが減っています。それについては誤差の範囲だとお考えなのか、それとも新たな対策を取られたのかを教えていただきたい。

応募者:これに関しては、2年しか調査してないので、もう少し継続的に見ていく必要があるのかなと思っております。すぐに改善できることと、なかなか改善できないこともありますので、それらの声を可能な限り実際のサービス向上に結び付けようと努力しておりますし、皆さんの意見を継続的にとって、改善・向上にしていきたいと考えております。

倉本委員:アンケートは一年間の一定期間だけ取られておられますよね。それを新しく 来られた方に取るだとか、いろんなパターンで取られるということは考えて おられるのでしょうか。

応募者:なかなかアンケートをお願いしますといっても、すぐに書いてもらえるケースとなかなか書いてもらえないケースがございますけど、できるだけいろんな形で利用者の声を反映できるような仕組みを考えていきたいと考えております。

比 嘉 委 員:これまでは2社の連合体で、今度は3社の連合体になりましたが、何かそこ に理由があるのですか。

応募者:安全管理をもっとしっかりやらないといけないというのが基本です。いろいろ相談をして、教えていただいたり、意見交換をしたりしてこれから改善をしていきます。

比 嘉 委 員:これまでの安全管理に足りないなと思う点があったのですか。

応募者:もともと体育協会が指定管理を受けた中で、その時に双葉さんは業務委託としてやってもらっていた。指定管理者になることによってより責任分担をはっきりさせようということで、委託じゃなくて責任をもってやっていただこうということです。

比嘉委員:元々,委託で入っておられたということですね。

応募者:7,8年やってもらっています。

応募者:清掃も入らせてもらっていますが、弊社は警備会社ですので、24時間36 5日の連絡体制が取れます。

比 嘉 委 員:より強化されるということですね。わかりました。先程岡田委員の質問で理 念とか述べられていましたが、一般の方が入ってこられて芦屋の文化をさら に深めるために今後自主事業や一般開放をする中で何か手立てはありますか。

応募者:現在485人程会員がおりますけど、ずーっといるわけでないのです。最近でいうと10名から15名ほど入れ替わっております。高齢になられて辞める方とか、転勤で辞められる方とか体調を崩されるとかで。その都度、10名から15名入会していただいております。それに対して、我々の理念をうまくご説明しなければならない。入会を希望される方には、まずビジターで来ていただいて、3回から5回テニスをやります。その時に我々と一緒にして、このクラブはこういうことを重視しているのですよ、1人で気軽に来れますよということを説明しています。その代わり、1人でポツリとしている人がおられたら一緒に誘ってあげたり、色んな大会や市民のイベントの時には、ご苦労ですが、出てきていただいて世話をしていただくことになりますけど、よろしいでしょうかということを確認して、それで入って頂いている方が10人から15人ほどいます。実際、震災後に入会された方が約50%です。このようにどんどん新陳代謝が入っておりますし、今申しました価値観も少しずつ変わりつつあります。

応募者:補足で、拠点クラブだったり地域スポーツクラブの在り方であったり、時代と共に変わっていっているし、どんどん背景だったり、芦屋市の人口も変わってくる中で、スポーツの在り方・文化が市民生活にどれだけ必要なのかというのは健康も含めて、皆さんご存知だと思います。その中でテニス部門のところをお願いして、体育協会と組んでいるというのは、全ての競技において一緒にやっていくこと、テニスができないところは体協と一緒にやっていこうとサッカーであったりラグビーであったり、他のスポーツも含めて体育協会が、その事業をトータルに上部団体として毎年一回スポーツフォーラムというのを行なっていまして、これからの市民スポーツの在り方というのを開催した中で市民の意見を競技者だったり、指導者であったり、サポーター

であったり、保護者であったり、集めてやっております。学校体育の中体連、 高体連もしくは大学の先生も来ていただきながら、それは我々が一歩ずつじ やないとできないことなんですけど、10年20年の計画の中でスポーツ推 進課と一緒になってやっているのですけど、その第一歩が一番進んでいるの が、芦屋国際ローンテニスクラブさんだと我々思っているので、そこがどの ようなモデルケースで変わってもらえるのか、かなり厳しいローンさんに対 しても市民クラブに変わるための要求をしておりますし、我々も協力してい くつもりです。今、正に変わろうとしているところ、またこれをきっかけに 大きく変わってくれるんじゃないかなと、芦屋市体育協会、芦屋市のスポー ツ行政のチャレンジだと思っております。

- 藤川委員:市の方では、施設の長寿命化ということで取り組んでおられまして、いわゆるハコモノ系に限らず、テニスコートなども対象になってくると思います。今回の募集に関しても、テニスコートの張り替えなどもありますので、そういう観点で質問させてもらいます。今回ご提案いただくにあたって、修繕積立金が500万円以上というのが条件だったと思います。事業計画を拝見すると、2,000万円を超えるような積立金のご提示をされておりますが、その実現可能性と言いますか、どのような努力でもって確実に実現していくのかが一つ、同じく施設維持管理に関して、事後的な対応ではなくて、予防保全というできるだけ計画的に壊れる前から定期的に修繕することで長く使うという今までと違う観点でどういった取り組みをされる予定かをお聞かせください。
- 応募者:過去の7年の指定管理の中で、私どもが市の方にお支払している資金がございまして、それが1,800万円ほど払っておりました。この度10面全部の指定管理をお任せいただけた場合は、いろんな融通の利く運営を行ないまして、効率化ができると思うのです。そういう面で今までお支払していた金額に約1割ぐらい改善できるだろうということで、検討いたしましてその数字を出しました。それから予防保全につきましては、テニスコートということでは我々毎日テニスをするのが生きがいみたいな方がたくさんいますし、しかも年を取ってきますとつまづいたらいけないということで、自分たちで非常に気を遣っております。この度10面の内の2面が補修のサイクルより早く悪くなり始めました。それでこれは我々の恥だということで、今内部検討をしておりまして、人工芝は砂の撒き方で良いコートにも悪いコートにもなるので、専門家と打合せをしてもう少し砂を入れて、毎日毎日平らにすることをご賛同いただけるプレイヤーにもお願いしようかなということも考えております。それから建物の方の施設は、双葉さんと相談しながら、それなりに前もってやっていくということを考えております。

応募者:補足しますと、一番傷みやすいのはデッキ部分で雨ざらしなのです。結構ひ

び割れしてきて、非常に良い材料を使っていただいているのですが、それでも腐ってきたりして、そういう所は、早め早めに見つけて予防して転倒事故とか起こさないように、松の根っこが這ってきて、どうしてもでこぼこになっていますが、ここは公園ですので、松の方が先住権があって松優先なのですね。でもテニスコートなので、つまづいて怪我される方も出てしまったりするので、そういうところはうまく市の方と相談しながらできるだけ早め早めに手入れしていきたい。コートの面については、10年が限界なので、10年以内に張り替えられようにもっていきたいなとそういう思いを込めたものだとご理解いただければと思います。

岡田委員: 先程のご説明の中でもございましたが、障がい者対応、今現在利用されている車いすテニスとかの割合はどれぐらいおられるのですか。

応募者:車いすはございません。実は1年ほど前に芦屋の北に クラブが閉鎖になりまして, あそこで練習会を行なっている車いすのグルー プがありました。そこの経営者の方と相談しまして,それを芦屋公園や他の 市のコートで受け入れられないだろうかという検討はしました。それが決し て終わっている訳ではないのですが、芦屋公園に関しましては駐車場の所か ら、コートの間までに松がありまして、根っこが盛り上がっているのです。 それと道路からちょっと上がっておりますので、そこを低く改良しないとな かなかそれができないということが一つございます。それから実際に車いす 協会の方とも一年ぐらい前に話をしました。その時に一生懸命やっておられ る選手は、やはり定期的に何人かでしっかりと練習をしたいということなの で、そういういつ来てもパッと練習ができる、しかも相手が4人そろって来 られるときはいいのですが、たまたま一人だった、二人だったという時には、 ボールを拾いに行ったり、ヒッティングパートナーとかそういうもののアレ ンジまでしなければならないということで、ちょっと車いすが入れるからや ってくださいと簡単にできるというものでもないので、その辺はこれから来 年度から力を入れて整備していきたいと思います。

応募者:車いすではなく、知的障害者の方、スペシャルオリンピックスの団体さんがおられるのですけど、そこと共同で体協とローンさんが一緒になって、月1回テニス教室をしています。スペシャルオリンピックさんはいろんな競技をやられています。

岡田委員: 芦屋にもありますよね。何人ぐらい来られていますか。

応募者:結構多いですね。40~50人です。子どもだけじゃなく、青年の方もおられて、定期的にできる場所がないということで、土曜日の午前中に体協と一緒にやっています。サッカーと水泳とテニスということで、毎週土曜日にやらせてもらっているのですけど、同じようなメンバーが週一回、サッカー、

水泳、テニスをしています。

倉本委員:事実確認をさせていただきたいのですけど,先程指摘しました計画書の47ページ,本来事業の利用者数・稼働率目標という表があるのですけど,そこの利用者目標・人数1,800人と書かれていますが。

応募者: 間違っております。16,800人です。

倉本委員:わかりました。

富田委員長:自主事業の件でお聞きしたいのですが、芦屋市のスポーツ推進実施計画に則ってということでよろしいですね。本来事業も当然あると思うのですが、それとの共存関係についてお聞かせ願いたい。

応募者:まず今までは4面しか指定管理として持っていませんでしたから、ここでスクールとか大きなイベントかがあると本来事業の方が貸出しできないということがあります。今後は4面は必ず貸しコートとして確保して、自主事業に関しては残り6面のコートでフレキシブルに運用していこうと考えております。逆に貸しコートの方は、芦屋市が特殊な事情があって西浜とか東浜とかの方が貸しコート代が極端に安くなってしまっているので、みんな予約を一斉に入れられるのですが、そちらの安いコートの予約があたると、こちらをキャンセルされてしまったり、なかなか貸しコートの利用率も上げたくてもなかなか上がらないということがあるので、そういうところをうまく柔軟に運用できるように持っていきたいなと思っています。そういうことでみんなが楽しくコートを活用してテニスをできるような形にできたらと。

富田委員長:柔軟というのは、具体的に言うと。

応募者:例えば日曜日の夜であるとか、ナイターにしても利用率が上がらない。次の日仕事があるので。そういうようななかなか活用できない時間帯とか、ポッといきなり空いてしまう瞬間もあるので、うまく活用できるように持っていきたい。単に貸しコートをやりたいという最近のテニスをしたいという方は、クラブでやりたいとか貸しコートだけとかスクールだけとかじゃなくて、いるんな形のテニスをやりたいという方が多いのですね。中高生だと放課後になんとかテニスを練習したいという人もいますし、いろんなニーズにうまいことこたえていけるようにしたい。

岡田委員:様々なところで大会が開けないぐらい、例えば大会が開けないぐらいに最低何面は市民に開放しなさいという条例があるところが随分増えています。都会では非常に大きな大会ですら開けなくなっています。そういう時代が来ているので、いよいよ開放となってくれば、極端に利用料金が低いと言われていましたけど、それに近づけていただいて、それと広報といいますか、コートは4面しかないですけど、今空いていますよということが芦屋に住んでいてもあまり伝わってこない。もう少し利用率が上がるような努力をしていた

だけたらなと素朴に思います。

応募者:いろいろと工夫をしなければいけないですね。

岡田委員:この日のこの時間帯は空いていますよというのを積極的に今伝わってきていませんので、計画を見せてもらってもどうもそういう感じではなさそうなので、是非お願いをしたいと。それと先程おっしゃったように、1人で来られるという方は、私の感覚では極めて少ない。やはりどなたかと一緒にお見えになる方が多いと思います。もちろん文化というところ芦屋というところで、いい場所ですし、歴史もありますし、全ての面で素晴らしいと思うのですけど、やはりちょっと営業方針を変えていただくようなことも必要じゃないかと思います。できるだけ利用者が増えるような2,000万円という恐ろしい額のお金が出せるのであれば、少し利用料金を下げればとも思います。

応募者:利用料金につきましては、私どもが単独でやっていたときに提案したのです。 東浜と西浜の利用率は上がるんですけど、意外と芦屋公園の利用率は平日低いんです。

岡田委員:やっぱり私はあそこは特殊で使えないという感じが芦屋市民にあるのです。 だから広報していただいて、こういう形に変わりましたよともっとオープン に使うことが可能になりましたよというのを是非お願いしたい。

応募者:今期待していますのは、コミスクとの協働ですね、コミスクの中でテニスの好きな方で、学校のコートをちょっと借りてやるとか、コートがない場合は運動場でやるとかしておられる方が多いと聞きましたので、何回か会合を持ったのです。そして、我々の所に来てくださいと。週に何回か2時間、3時間コートを確保することが可能であれば、どれぐらいの方が来られるのかというような話までしました。そうしたら今から声をかけて反応を見ようというところまでいっているのですけど、例えばそれがうまく進めば今まではわざわざコートを予約していくだけの勇気もないし、うまくもないというような方が何人か集まって、もし一人足りなかったら誰か適当に私どもが見つけますからというところまでできればテニス人口が増えるんじゃないかなと思うのです。そんなことを今研究しております。

応募者:今のはテニスの文化の面なのですけど、感覚としてまだ広報ができていないから芦屋公園で市民が誰でも借りられますよというところがハードルが高そうに思われているということですよね。その辺のところが今度10面になったことで、やはり誰でもがクラブじゃなしに公の施設としてもっと簡単に使えますよという広報を指定管理者としてと、市の方でもやってもらわないといけないと思うのです。料金に関しては我々で決められないので、議会を通さないといけないと前に言われましたので、当然今利用率が下がっているというのは、南にできた国際交流センターが施設としては新しくて、駐車場も

豊富にあって、シャワーも浴びれてと同じような施設ということで、少し利用率が下がっているのです。それに負けないような一般利用、原則の第一は、指定管理ということで、貸しコートの管理業務を若しくは利用率を上げるというのを第一に考えるというのはローンさんと相談しながら、広報はもっと皆さんが自由に使えるというのは確かに言われた通り、市民の意識の中には特に古い方は、あそこはちょっとハードルが高いとあるので、それをどう払拭するかは今後課題としていきたいと思います。

富田委員長:ちょっと確認なのですが、修繕積立金の説明が出たと思うのですが、お答え では今まで支払っていた金額が年間 1,800 万円だから、そこからすると 2,000 万円は捻出できるだろうとこういうようなお答えだったと聞いております。 それでよろしいでしょうか。

応 募 者: そうですね。消費税が5%のままなんですね。今1,800万円というのは。10%で計算すると約1,900万円くらいで,それの1割増しぐらいが限界かなというところです。

富田委員長:それは無理なく捻出できると。

応募者:努力してということです。

富田委員長:収支計画を見てみると、やっぱりそこの点の懸念がなくはない。支出と収入 を見比べてみて懸念がなくはないところかなと思います。

比 嘉 委 員:指導者とか整備の人とか人員が今までの4面から10面になってどれくらい 変わるのですか。人員の配置とかどのように考えられていますか。

応募者:普段のメンテナンスは、今現在も10面やっておりますので、全然変わりません。それから受付の人数も基本的には貸しコートの利用者が飛躍的に増えればそこで変わってくると思いますが、漸増ということであれば、今までの人員で対処できます。それからコーチとかは我々の方から要望がない限り、あるいはスクールがない限りは、手配しておりませんから、人材はいりません。ということで、これでいけるんじゃないかなと。

比 嘉 委 員:今までの職員で対応していくということですね。参加者が増えたりしたら、 それによって変えていくと。

応募者:はい,そうですね。

富田委員長:他ございませんでしょうか。なければ、これで質疑を終えたいと思います。 ありがとうございました。それではご退室ください。

# 【採点,集計】 【採点集計表配布】

富田委員長:お手元に集計表が配布されておりますので、ご覧ください。採点の結果、基

準点である総配点の100分の70以上と各項目の100分の50以上でございますので、選定委員会として、応募者の芦屋ローンテニス・体協・双葉連合事業体を芦屋公園有料公園施設の指定管理者選定候補者とするということでよろしいでしょうか。

# 【各委員異議なし】 【委員署名】

## 【結論】

芦屋公園有料公園施設の指定管理者の候補者を芦屋ローンテニス・体協・双葉連合事業体とする。